

交際費等の損金算入に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名
----------------------------	------------------	-----

**御 注 意**

1 「2」欄には、次の区分に応じ、それぞれ次の金額を記載します。  
 (1) 期末の資本金の額又は出資金の額が1億円以下である連結親法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人による完全支配関係がある連結親法人など、法人税法第66条第6項第2号又は第3号に掲げる連結親法人に該当する場合を除きます。）：①連結親法人事業年度が平成25年4月1日以後を開始する連結事業年度にあつては「八〇〇万円×当期の月数÷12」により計算した金額 ②連結親法人事業年度が平成25年4月1日以前を開始した連結事業年度にあつては「六〇〇万円×当期の月数÷12」により計算した金額  
 (2) 「1」以外の連結親法人：「0円」  
 「3」欄には、連結親法人事業年度が、平成25年4月1日以後を開始する連結事業年度にあつては「1」欄と「2」欄のうち少ない金額を記載し、平成25年4月1日以前を開始した連結事業年度にあつては「(1)と(2)のうち少ない金額× $\frac{90}{100}$ 」により計算した金額を記載します。  
 「5」欄には、交際費等に該当するものを含む科目については全て記載してください。  
 「16」欄には、交際費等に該当するものを記載してください。  
 租税特別措置法第68条の66第3項第2号の飲食等の費用については全て記載してください。同法の規定を適用する場合には、同法施行規則第21条の18の4に規定する書類を保存する必要がありますので御注意ください。

支出交際費等の額の合計額 (19の⑤)	1	円	損金算入限度額 (((1)と(2)のうち少ない金額)× $\frac{90}{100}$ ) 又は(1)と(2)のうち少ない金額	3	円	
定額控除限度額 (0円又は600万円若しくは800万円)× $\frac{1}{12}$	2		損金不算入額 (1)-(3)	4		
法 人 名					計	
科 目		①	②	③	④	⑤
交 際 費	5	円	円	円	円	
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
	13					
	14					
	15					
	16					
支出額の合計額	17					円
交際費等の額から控除される費用の額の合計額	18					
差引交際費等の額 (17)-(18)	19					
個別帰属損金不算入額 (19の①)、(19の②)、 (19の③)又は(19の④) (4)× $\frac{90}{100}$ (19の⑤)	20					